

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月26日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和6年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
齋藤 忠芳	斉藤忠芳後援会	令和5年12月31日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大塚 正己	大正会	令和5年12月31日
矢澤 江美子	市民と市政をつなぐ会	令和5年12月30日